



3第3709号
令和3年9月27日

中野市水道事業運営審議会長 様

中野市長 湯本 隆英



中野市水道料金並びに下水道使用料及び農業集落排水施設使用料について（諮問）

中野市水道事業運営審議会条例第2条の規定により、下記のとおり、貴審議会の意見を求めます。

記

1 水道料金について

- (1) 料金算定期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日（3年間）
- (2) 料金改定内容 据置きとする（別表1（案）のとおり）
- (3) ただし、今後、大きく経済情勢が変わった場合は料金について検討、審議を行い、変更する場合もあることとする。

2 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料について

- (1) 料金算定期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日（3年間）
- (2) 料金改定内容 据置きとする（別表2（案）のとおり）
- (3) ただし、今後、大きく経済情勢が変わった場合は使用料について検討、審議を行い、変更する場合もあることとする。

(別表 1)

水道料金 (案)

(1 使用月につき・消費税含)

量水器の口径 (量水器の設置がないときは配水管から分岐した給水管の口径)	基本料金 (1月につき)	使用水量料金 (1月の使用水量1 m ³ につき)	
mm	円		円
13	528.00	8 m ³ まで	69.30
20	1,133.00	8 m ³ を超え 50 m ³ まで	184.80
		50 m ³ を超えるもの	213.40
25	2,255.00	10 m ³ まで	94.60
		10 m ³ を超え 50 m ³ まで	190.30
40	4,950.00	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	217.80
		100 m ³ を超えるもの	220.00
50	10,010.00	10 m ³ まで	124.30
75	23,595.00	10 m ³ を超え 50 m ³ まで	210.10
100	34,089.00	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	229.90
		100 m ³ を超えるもの	249.70

- 備考 1 料金は、基本料金に超過累進方式により算出して得た使用水量料金を加えて得た額とする。
- 2 現に中止状態にある給水栓についての料金は、徴収しない。
- 3 算出した料金の額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
- 4 月の中途において市営水道の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止したときの基本料金については、1月分として算定する。
- 5 料金を算定する期間中において量水器の口径に変更があった場合は、変更があった日の属する月分から当該変更後の口径の料金を適用する。

(別表 2)

下水道使用料及び農業集落排水施設使用料 (案)

(1 使用月につき・消費税含)

区分	基本料金		超過料金 (1 m ³ につき)	
	汚水量	金額	汚水量	金額
一般汚水	10m ³ まで	円 1,595.00	10m ³ を超え20m ³ まで	円 198.00
			20m ³ を超え30m ³ まで	220.00
			30m ³ を超え50m ³ まで	248.60
			50m ³ を超え100m ³ まで	272.80
			100m ³ を超え300m ³ まで	279.40
			300m ³ を超え500m ³ まで	288.20
			500m ³ を超えるもの	303.60
公衆浴場汚水	1 m ³ につき	61.60		

- 備考 1 「一般汚水」とは、一般家庭、事業場等から排除される汚水（公衆浴場汚水を除く。）をいう。
- 2 「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例（昭和 41 年長野県条例第 49 号）第 2 条第 1 号に規定する普通公衆浴場から排除される汚水をいう。